

### 3 特別受益

#### (1) 特別受益の範囲

特別受益は、「遺贈」と「贈与」ですが、遺贈は遺産分割方法の指定として特定の相続人が相続したものも含まれます。

「贈与」は、「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として」の贈与に限られます(民903)。

## 特別受益

「遺贈」

「贈与」

## 贈与

「**婚姻**若しくは**養子縁組**のため  
若しくは**生計の資本**として」の贈与に限られる。

【例】 居住用不動産の贈与  
不動産取得のための金銭の贈与 など

## 特別受益にならないもの

【例】 結婚式の費用  
学資  
病弱な子のための現金の贈与  
配偶者への財産の清算や老後の扶養の意味での贈与 など  
※常に否定されるのではなく、相続人間に著しい不平等がある場合、特別受益と認められることもあります。